

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

日高村の人口は、平成 30 年 4 月末現在 5071 人、その後、昭和 60 年の 6341 人をピークに年々減少が続いており、人口の減少に伴い就業人口も減少を続けています。

村内事業所数は 206 事業所あり、内中小企業社数は 105 事業所となっています。

就業率は 1 次産業 14.1%、2 次産業 28.27%、3 次産業 57.6%となっています。

また、本村は県都高知市に近く、近隣市町村への就業者が多く村外への通勤、通学は 6 割以上となっています。

本村の商工業は国道 33 号線沿いの商店街を中心に展開しており、古くから小売業を中心に地域のニーズに応じ、農林業、製造業、建設業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種があります。また、沖名・清水・下分工業団地に誘致した企業を中心となって、村の経済の活性化や雇用の場の確保に大きく貢献してきました。

しかし、近年は商業、工業ともに人口減少の進行や景気悪化の長期化の中で経営状況は非常に厳しく、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面しており、その活性化が求められています。

また、本村では、村内に工場を新設、移設または増設する企業に対し、工業の振興と雇用機会の拡大に寄与することを目的とする「日高村企業誘致及び雇用促進条例」を制定し、固定資産税相当額を助成する独自の支援を行っています。

このような中、村内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことが、喫緊の課題です。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、更に経済発展していくことを目指します。

これを実現するための目標として、計画期間中に 3 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とします。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(導入促進指針に定めるものをいう)が年平均 3%以上向上することを目標とします。

2 先端設備等の種類

本村の産業は、農林業、製造業、建設業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が村内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があります。したがって、多様な産業の多様な設備を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産

業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとします。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本村の商工業は国道33号線沿いの商店街のほか、山間地域、沖名・下分地域にある工業団地など、広域に立地しており、農林業、製造業、建設業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が村内の経済、雇用を支えています。これらの地域で広く事業所の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は日高村内全域とします。

(2) 対象業種・事業

本村の産業は、農林業、製造業、建設業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が村内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があります。したがって、本計画において対象となる業種は、全業種とします。

生産性向上に向けた事業所の取組は、新製品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様です。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とします。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とします。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とします。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象にしない等、雇用の安定に配慮します。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮します。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とします。